

別表十（三）の記載の仕方

1 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、青色申告法人で鉱業を営むものが措置法第58条《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で鉱業を営むものが措置法第68条の61《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

(2) 「当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額3」の記載に当たっては、次によります。

イ この欄に記載する金額について、措置法令第34条第2項第3号若しくは第11項第3号《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》の規定の適用があるとき又は措置法令第39条の88第1項第3号若しくは第10項第3号《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》の規定の適用があるときは、これらの号の規定による収入金額に関する計算の明細を別紙に記載して添付します。

ロ 措置法第58条第9項の規定の適用を受けた法人が、その適用を受けた事業年度において同条第1項の規定の適用を受ける場合又は措置法第68条の61第8項の規定の適用を受けた連結法人がその適用を受けた連結事業年度において同条第1項の規定の適用

を受ける場合には、措置法第58条第9項の規定の適用を受けたときに収入金額とされた金額又は措置法第68条の61第8項の規定の適用を受けたときに収入金額とされた金額を含めないで記載します。

(3) 「所得基準額9」は、措置法第58条第1項又は第68条の61第1項の規定の適用を受ける場合には「40又は」を消し、措置法第58条第2項又は第68条の61第2項の規定の適用を受ける場合には「又は50」を消します。

2 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

(1) この明細書は、青色申告法人で鉱業を営むものが措置法第59条《新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で鉱業を営むものが措置法第68条の62《新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「探鉱費基準額33」及び「所得基準額42」の各欄は、措置法第59条第1項又は第68条の62第1項の規定の適用を受ける場合には「又は(31)－(32)」及び「又は(37)－(40)－(41)」を消し、措置法第59条第2項又は第68条の62第2項の規定の適用を受ける場合には「(29)又は」及び「(37)－(40)又は」を消します。